

[事案 28-116] 契約無効請求

・平成 28 年 11 月 24 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の募集時および募集後の不適切な行為を理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 1 月に契約した収入保障保険、医療保険、がん保険について、以下を理由に本件契約の申込みをしたこと自体をなかったことにしてほしい。

- (1) 募集人から不告知教唆があった。
- (2) 保険料立替えの申し出があった。
- (3) 説明が不十分であったこと。
- (4) 受取人指定に際して当時婚約中の元妻の姓を結婚後の姓で書くように指示された。

<保険会社の主張>

以下のとおり、募集人の行為について、申立人が主張するような事実はないことから申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人から既往症があることを聞いておらず、不告知教唆の事実はない。
- (2) 募集人は、保険料の立替推奨は行っていない。
- (3) 募集人は、設計書、パンフレット等を示して十分な説明をしている。
- (4) 募集人は、まもなく婚姻届を区役所に提出すると聞いていたことから、死亡保険金の受取人欄の記載は結婚後の苗字にすることを勧めた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面に基づく審理の他、募集人の行為に不適切な点があったかどうかなど募集時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申込みをした事実は明らかであり、その事実がなかったと認める根拠がないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。